

風連町・名寄市合併協議会
第3回 自治組織検討委員会

日 時 平成16年10月29日(金)
午後3時00分～
会 場 名寄市役所 4階大会議室

1. 開 会

川村委員長： それでは、ただいまより第3回目になりますが、自治組織検討委員会を始めさせていただきますと思います。

2. 委員長挨拶

川村委員長： 今日では3回目の会議でございますが、前回2回に引き続きまして、皆さんにご議論をいただいたのを踏まえまして、お諮りをしてご議論をいただきたいと考えております。

今幹事長が30分ほど遅れてみえるということでございますので、お知らせを申し上げたいと思います。

それでは、早速始めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3. 議 事

川村委員長： それではまず、報告事項でしょうか。よろしくお願いいたします。

久保事務局参事： 事務局の久保であります。

報告事項の北海道との事前協議ということでご報告を申し上げたいと思います。

10月26日に、道庁の所管担当の方とこの自治区の設置に係る特に特例区の部分について、知事の認可申請を行うということもありまして、前段の情報交換も含め行ってまいりました。第2回の自治組織の検討委員会でもお話し申し上げましたが、国の政令公布等々については11月の末になるということで、道の方にはまだ具体的なそういう政令に係る通知はないということでありましたけれども、現段階で風連町・名寄市合併協議会の本委員会での検討内容について、それぞれご報告を申し上げて打合せをしてきたところでございます。特段特記するような事項がございませんでしたので、口頭で報告をさせていただきました。

以上でございます。

川村委員長： 北海道との事前協議につきましては、以上のことで報告にかえさせていただきますと思います。

それでは、早速協議事項に入ってまいりたいと思いますが、まず最初に自治区設置の取扱

いについてということで、ご説明をいただきます。

久保事務局参事：それでは、資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

第3回自治組織検討委員会協議資料ということで、1番目の部分でありますけれども、第2回自治組織検討委員会の確認事項ということで説明をしております。

まず、基本的事項の4点について確認ということで、1番目は合併特例区規約について、政令公布前に5月26日公布の改正合併特例法を基本に作成し規約案について協議すると、こういうことでございます。

2つ目には、規約に盛り込む合併特例区が行う事務事業、管理する施設は、法令等で基礎自治体(新市)が行うことが規定及び義務づけのされている事務事業を除き、事務事業の一元化調整を踏まえ、地域性・効率性・合理性などを考慮し登載すること。ただし登載した事務事業については、必要性に応じて新市事業へ移行、変更及び廃止すること。また新たに登載する場合もあるということで、前回確認した事項であります。

3つ目には、規約について政令等の内容によっては、変更もあり得るということで、ただし書きであります。

4つ目には、自治区の取扱いと新市との関係整備については、以下のとおりとすることあります。

3点ございまして、ひとつ目には名寄市区域に設置する自治区は、現段階で小学校区を基本に設置することとするが、合併前の名寄市の市民及び住民組織の意見等を十分に踏まえ、新しい自治の姿等と整合させるとともに、住民・関係団体等との合意形成を十分に図るというものであります。

2つ目には、風連町の合併特例区が自治区に移行するに際しては、先に設置となる旧名寄市の自治区機能等に旧風連町の地域特性及び実情を加味しながら、段階的に調整していくものとし、双方の地域自治組織は合併前の地域振興、課題整理を図りつつ、新市における一体感醸成のためにそれぞれ努力するというものでございます。

3点目、地域自治組織の機能等については、新市の行政機能と十分に整合させるとともに、効率性・機能性を有したものとすること。

以上が確認された事項でございます。

尚、2番目の合併特例区の業務についてということで、前回審議していただきました部分でありますけれども、これは継続協議ということになっておりましたので、説明について引き続きの方がいいかどうか、この辺、委員長の方でお取り仕切りをいただきたいと思います。

川村委員長：関連もあるようですから、引き続き説明していただいて、一緒にご意見をいただきたいと思いますので、説明をお願いします。

久保事務局参事：それでは、委員長の方から指示がございましたので、事務局の久保でありますけれども、説明をさせていただきます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページには、特例区が行う事務事業（案）といたしまして、前回お配りをいたしました別表1という資料からそれぞれ皆さんの議論を踏まえまして整理したものでございます。後程議論をいただきたいと思います。

まず、表の見方ではありますが、大きく区分したものと、事務事業の名称、それから左記事業の事務事業の説明であります。3部構成でそれぞれ記載をしております。

ちなみに、この特例区の規約の中に、名称として上がってくる部分につきましては、事務事業の名称のくくりで入ってくるということで、その他につきましてはそれぞれ説明書きというふうにお考えをいただければと思います。

それでは、説明をさせていただきます。

自治組織・自治活動といたしまして、自治組織推進事業ということで、これにつきましては、単位自治の形成ということで、行政区や地域協議会等々の活動の推進をするものということであります。

次に、2つ目の丸でございますけれども、広報・ホームページを開設するというので、これは情報紙等の発行をするということでございます。

次に、施設等管理ということで、前回の特例区が行う施設管理の部分ではありますが、コミュニティ施設を中心にございましたけれども、これを行うというものであります。

2つ目には、天塩川パークゴルフ場の管理ということで、住民組織とそれぞれ連携して管理運営しておりますので、これを行っていくというものであります。

3つ目には、町民農園管理ということで、ここは用水路を埋設した跡地を活用するものでありまして、これも町民各位と連携して活用しているものでありますので、これも行うというものでございます。

次に、3段目の地域生活ということでありますが、街路灯・防犯灯管理事業ということで、これも管理組織と連携するものでございます。

次に、河川・道路愛護事業ということで、これも管理組織と連携して、特例区の中で行うというものでございます。

3つ目の利雪克雪事業ということで、これも同じように管理組織がございますので、連携して行おうというものでございます。

4つ目では、定住対策事業ということで、これは特例区区域内の定住促進ということで、家賃や固定資産税の半額助成という制度がございますが、これは事務事業の一元化で特例区の取扱いとしてはいかがかということで、調整がしておりますので、ここは特例区の事業として掲載していこうというものでございます。

次に5つ目でございますが、除雪受託事業ということで、除排雪につきましては新市の中で行う個別の事業になるかと思いますが、特例区で排雪に限り受託をして行うという考え

方で提案するものでございます。考え方としては新市との連携ということでございます。

次に、地域振興ということで、1点目にはNPOまちづくり観光支援及びイベントなどの活性化事業ということで、これはNPO法人との連携、或いは地域特性イベントの継続・発展を支援するというものでございます。

次に、都市交流事業ということで、風連町と杉並区は平成元年の7月13日に交流協定を締結してございますけれども、この交流推進を図っていくというものでございます。

次に、ふるさと会であります。札幌風連会、旭川風連会でございますが、この組織との交流を特例区で行っていくというものでございます。

次に、町民広場の手形作成事業ということでありますが、これは開拓100年事業の継続ということで、それぞれ10カ年、小学生新1年生に手形をつくってもらって、それを町民広場に手形として残すものでございますが、これを継続をしようというものでございます。

次に、地域福祉として敬老事業ですが、それぞれ地域で支援しておりまして、実行組織との連携をしようというものでございます。

最後の段でございますが、地域教育・子育て推進ということで、特定車両運行といたしまして、風連町の大型バスの運行、或いは通学車両等の運行でありまして、これは地域特性による支援を行おうというものでございます。

次に、区域高校振興対策事業、風連高校を指しますが、これも同じような理由でございます。

次に、放課後対策事業ということで、ここは地域特色のある学童保育として、小学生全体の学童保育を行っているということでございましたので、これも地域特性のあるものというふうに位置づけをして、特例区事業に掲載をしたものでございます。

それから、通学・通園支援事業ということで、ここは子育て保育幼稚園、それから小中学校の通学・通園を地域特性により支援するというものでございます。

5つ目には、区域育英基金事業ということで、これは過去から住民の方々に篤志をいただきまして、育英基金として活用してございます。これも地域特性による支援として、合併特例区で行おうというものでございます。

尚、前回お示しした各種事務事業の中で、商工会の支援と、中心市街地活性化事業につきましては、それぞれ補助事業を活用したり、或いは新市の中で継続的に実施する、或いは双方の名寄市、風連町でそれぞれ計画をする事業関係もあろうかということで、この特例区からは一応除いております。この辺についても後程議論をいただきたいと思っております。

以上が前回から整理をした資料でございますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

川村委員長：それでは、説明をいただきましたので、前回までの確認事項、それから新たに特例区が行う事務事業の中身の説明をいただきました。前回と多少変わっているところもありますが、今説明申し上げましたところの総体の何かご意見なり、ご質問ございますで

しょうか。

はい、佐藤さん。

佐藤委員：風連の佐藤です。

今、前回の第2回の委員会の確認事項ということで、るるご説明いただいたわけですが、私たちの風連の議会も合併について各種団体等の懇談を積極的に進めているところでありますが、先日のその懇談の折に、この確認事項でいきますと、大きな4の(2)の部分に当たるわけですが、先に設置となる旧名寄市の自治区機能等に旧風連町の地域特性及び実情を加味しながら、段階的に調整していくものとするという部分があるとき話題に出たところに該当するのかなというふうに思うわけですが、そのとき出た意見というのは、今現在ひとつの基礎自治体として機能している風連町が、6年目には名寄市の7つに分けた1自治区プラスワンになってしまうのかという強い疑問が出たわけですね。

それについては、まさにそのご質問のとおりで、100年の歴史を持つ風連町が5年後に統一という名のもとに8つ目の地域自治区になっていくことに対する不安といいますか、反発といいますか、そういうものが率直に出されたものというふうに理解をして、お聞きをしたわけですが、そのあたりのところを今後具体的に、確かにここには風連町の地域特性及び実情を加味しながらという一文はあるわけですが、このところをどういうふうにつくり上げていくかということが、一番今回の私たちの委員会の使命でもあり、難しいところかなと思うわけですが、そのあたり完全な答えはまだ政令等も出ていないということで、すべてを求めるわけではありませんが、今現在考え得る、例えば名寄市がこれからつくろうとする7つの自治区と風連町の自治区が、どのように風連の歴史、伝統、文化を生かした形で独自の地域自治区として存続していくのかという見える部分があればその議論をしていきたいと思うわけですが、よろしく願いいたします。

川村委員長：今のご意見といいますか、ほかの委員の皆さんから何かございますか。

はい、上口さん。

上口委員：上口です。

今の佐藤委員の意見も大切なことだと思いますし、私も私なりにこれ名寄さんが7つの地区で、農村部がひとつになるという形ではないと思うのですけれども、そして風連の特性とした場合に、やはり一集団というか、一集落というか、旧校区別単位ぐらいで考えていただければ理想ではないかなと私は思うのですけれども、如何でしょうか。

川村委員長：これはどうですか、事務局、特例区というのはひとつだということで、6年目以降の形に触れられたのですけれども。

久保事務局参事：ちょっと性格づけの考え方を整理していきたいと思いますが、合併特例区については、区域を定めるということで、例えば旧風連町の区域を合併特例区として位置づけると。これが5年間の期限をもって期間を終わるということになりますね。その次の取扱いとして、佐藤委員から、自治区の方に移行するというので、そのまま形としてひとつの自治区で移行する方法もありますし、また上口委員のおっしゃった風連町の旧校区単位で、ここはそれぞれ任意の部分でありまして、その辺は今後の先程ちょっと1時間半ぐらい前に講演のあった自治基本条例等々、或いは総合計画、今後の協議の中で議論していく課題かと思えます。

ただ、方法は総括的な自治区としての風連自治区というふうな形をとるか、もしくはもっと細分化して何々自治区とするか、この辺はこれからの議論ということで、まだ姿が見えていない中でお答えするのも何なのですから、そういうふうにはまだ決まったものではないということをお前提に、お考えをいただいた方がよろしいのかなど。これからの議論の推移で決めていくことではないかと思えます。

以上であります。

福光委員：今、久保参事から説明ありましたけれども、特例区としてはひとつだけれども、5年経過した段階で風連の特例区の中でどういう自治区にするのかということは議論してひとつにするのか、或いは幾つかにするのかということは決められると思うのですね。それは名寄が今7つというふうに言っていますけれども、そういう決め方はできるのではないかと思うのですよね。それは特例区が終了する段階までに風連の方でしっかりとそのことは決めて求めた方がいいということですよ。それはできるのではないかと思えますよ。

そうしなければ、風連区ひとつが自治区でおさまるわけがございませんよね。そこどころが小学校単位にするのかどうかというのが、やはりこれから議論していくことではないかと。風連の特例区の中で議論していくことではないかと私は思っているのですけれど。

川村委員長：ほかにご意見、何かございますでしょうか。

はい、福光委員。

福光委員：今、その自治区のこと以外でもよろしいということですね。

川村委員長：はい。

福光委員：この特例区が行う事務事業の中で、都市交流事業、杉並区との交流推進が特例区で行う事務事業ということになっております。それは風連町区といえますか、特例区が今までやってきた交流事業ですから、それはそれでいいのですけれども、新市としてもその杉並区との交流というものをどういうふうに位置づけるのかということがやはり求められ

るのではないかと思うのですね。それは旧風連町が友好提携をした自治体だからということで、風連区だけに委ねていいのか、新市としてもそこをしっかりと位置づけるという考え方が必要ではないかと思うのですけれども、そのあたりのところは幹事会の中でどういうふうに話し合われているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

川村委員長：幹事会等での何か議論の経過ありましたら、お示しをいただきたいと思いますが、何かありますか。

はい、池田副幹事長。

池田副幹事長：実は昨日幹事会がございまして、今、福光さんから言われましたとおり、都市交流事業、これは名寄さんについても山形県の藤島町と形は違っても同じ形態だというふうに理解はしているわけでございますけれども、当然新市になれば、これは都市交流事業ということで、例えば向こうからお客さんが来られたときには、当然新市の市長が対応する。しかしながら内部については、それが即、新しい市の中でのセレモニーをやるかと、それは自然体には流れていくでしょうけれども、当面は新市の受け皿であっても、具体的に来られるのはもとの風連町の形で受け入れするというので、これは5年後は統一的な関係になるけれども、当面は5年間程度はそれぞれ受け入れを位置づけをして、6年後から統一化をしていくと、このような話をしたところでございます。

川村委員長：はい、堀江委員。

堀江委員：風連の堀江です。

想像するに、例えば今までですと、杉並区から風連町に表敬訪問なりイベントの参加なりを考えたときには、これが正しかったかどうかは別にして、首長或いは助役、議長、副議長、委員長とか、やっぱりまずそういう人が上に立つということはちょっとふさわしくないかもしれませんが、対応してきたと。

今度、何という市になるかは別にして、新市になったときに、旧風連から出た議員が対応してくれと。どちらの町から出た人が議長になるか、副議長になるかはこれからの問題でしょうけれども、そういうときに5年間は風連町でやってくれということになると、その辺が何か想像するに、非常に歯がゆいというか、何か失礼なような感じもするのですけれども、どうなのでしょうかね。

川村委員長：はい、どうぞ。

久保事務局参事：昨日の幹事会の議論経過ということで、先程、副幹事長の方から詳しくお話があったところなのですが、基本的に名寄市の方の交流推進母体というのは、友の会

ということで、市民レベルで行っている部分が多いということでございまして、特例区の方で受け皿ということで、仮に想定されるとしたら、特例区に協議会ができてまいりますので、これもまた住民の方々の組織になろうかと思っておりますので、そういうところが母体になって、引き続き交流を推進していくという形でありまして、体面上は新市ということになりますので、交流がどんどん広がっていきますと、今までつき合っていた風連町だけの交流ではなくて、慣習的なものも踏襲していただくということもありまして、おつき合いをいただければという、そんな話を昨日幹事会でしておりました。

川村委員長：同じように、ふるさと会ですか、札幌、旭川にあるのですが、名寄さんは何か東京にもあるようですけど、その辺の関連、ちょっと合わせて同じようなことで、どんなイメージになるのでしょうか。

中西事務局次長：事務局の中西です。

東京ふるさと会につきましては、市の方から直接そちらの方に補助を出して行っている経緯がございます。

ただ、形的に札幌名寄会については補助金を出していないという状況等もありまして、活動の内容が若干違うのかなと思っておりますが、こちらの部分のそれぞれのふるさと交流事業につきましては、新市の中でそれらのものについて慣行の分にして引き継ぐという部分がございますけれども、ここに藤島の友の会の会長さんいらっしゃいますけれども、先程のお答え含めて、友の会同士の交流であっても、その前に儀礼的な部分については、市長も必ず対応しているという状況でございますし、そこら辺の部分は心配ないのかなと。

それから、東京ふるさと会の総会等々につきましては、ご案内があれば必ず市の理事者が出向いているという状況でございますので、そちらについても特例区であったにしても、同じ市の市民になるわけですから、ご案内があれば何らかの形で理事者が出席する。それから先の交流につきましては、ご相談させてもらいながらいろんなものが出てくるのかなと思えますけれども、答えになっていないかもしれませんが、ご参考までにと申します。

川村委員長：そのほかに何か。

はい、福光委員。

福光委員：次の地域教育のところなのだけれども、高校振興対策の風連高校の振興対策というのは、それは堀江さんにお聞きすれば一番わかりやすいのだろうけれども、いわゆる具体的にはどういうことなのか、例えば海外へ新1年生を派遣するということだけなのか、そのあたりのところの振興対策というのはどういうふうな事業をやっておられるのか、ちょっと参考までに聞かせていただきたいと思えます。

川村委員長：今のは現況ですか。

福光委員：現況と新たに支援という、振興対策としての支援があるのかどうかですね。

川村委員長：堀江委員がちょうど振興対策協議会の会長という立場もありますので、答えられる範囲で結構です。

堀江委員：堀江です。

大まかに答えさせていただきますけれども、今回で第9回目になったわけですが、助役さんもいますから、助役の方が詳しいと思いますけれども、確かに今までオーストラリアに新1年生というか、1年生だけではなかったのですが、海外研修ということで、オーストラリアの方に全員、町からの助成によって交流事業を続けてきました。

ただし、今回まだ総会には至っておりませんが、来年度からはその事業を一時休止をしまして、今度は高校時代に資格を取らせるための補助事業ということで、かなり予算も減額した中でやることに今、我々対策協議会の中では決定を見ているところでございまして、そう大きな振興対策というか、金額的に大きく今後とも使っていくということではなくて、やはり風連の立場としては、地元で高校がなくなるといふことの打撃というか、経済的な問題も含めて大きな問題でございますから、この第5学区の中での風連高校の位置づけというものをしっかりと担保したいという意味の中で、こういう特例区の中の事業としておかせてもらいたいなという思いの1人でございます。

川村委員長：何かありますか。

池田副幹事長：池田でございます。

先程たまたま堀江さんが振興協議会の会長さんもやっておられるということで、ダブるかもしれませんが、そのほかには入学のまず準備金、それから通学の手当、汽車通の一部、それと先程の海外研修、それからクラブ活動、それから就職活動、先程堀江さんが言われたのですが、就職活動のためのいろいろな資格を取ったり、或いはそういう受験の費用の一部だとか、そういった就職活動の面でもバックアップしていこうというのが大きなねらいでございまして、たまたま海外研修も9回目だったので、過去に中学生、いわゆる次の高校生になる方ですが、その人方を対象にアンケート調査をしました。必ずしも風連高校が海外研修あるから、風連高校を希望しますということには一致しなかったという、これはやはりいつの時点から見直しが必要だということで、続いた海外研修も別の方に振りかえることも必要かということで、大きく方向を変えてみてはどうかというような議論がありまして、現在までそういうふうになってきて、一応16年度で休止といたしますが、別の方向に変えましょうという議論になっているところでございます。

以上です。

川村委員長：はい、ほかにございませんか。

はい、富永委員。

富永委員：富永でございますけれども、先程の事務局の説明からいうと、10月15日に道新さんが、あたかも特例区の目玉が中心市街地活性化事業でいくのだというようなイメージの新聞報道がなされておりまして、私自身はこの中心市街地の問題は、或いは今計画されている道の駅の問題も含めて、単に風連地区だけの問題ではないと私はとらえていますから、むしろ逆に特例区の中でやるという意識は、私としては非常にいかがなものかなと思っていましたから、私自身はいいのですが、一般の風連町民、或いは商店街の皆さんにしてみたら、非常にこの10月15日の道新さんの中心市街地の問題を中心に特区が語られているというイメージで受けとめておりまして、これは非常に地域としては歓迎している雰囲気があります。

ただ、私としては、これは地域、風連町だけの特別の問題ではなくて、やはり合併後の新市の共通テーマとして、道の駅も含めて、農業政策を含めて、風連地区の集落をある程度残していただくための議論をしていただきたいものと考えております。そこら辺が町民が受けとめる受けとめ方と、先程説明があったのとのギャップをどう説明されていくかというのがちょっと心配したのが1点。

名寄市になっても商工会は存続はし得るのですけれども、財政措置をしていただけないということがある程度わかるのであれば、広域連携という形を地域が、風連町の商工会の会員が広域連携という方策をいわゆる検討することになるだろうと。現状維持をしようと思えばですね。非常にそこら辺が微妙なところなのです。

ですから、中心市街地という問題は全市の問題としてやっていただける方が私はありがたいと思いますけれども、10月15日の道新の新聞報道等で、一部の人はそれが特区の中でやられるというふうに受けとめられているふしがあるのと、これから住民説明会の中でどういうそういった点の説明をちゃんとされていくのかということの疑問点と、商工会としては存続をお願いしてこいという会員の声ですから、是非お願いはするのですけれども、3年目からの道の何もしない、いわゆる名寄市に商工会議所と商工会があるという名寄市の商工会に対しては補助を削りますよと。道の指導に従って合併の議論もしない、広域連携もしない商工会は予算を削りますよという措置がなされるようですから、そこら辺は、この間新市のシミュレーション出てまいりましたけれども、細かい数字ですけれども、そういうものは加味されていないはずですから、あのシミュレーション自体もそういったことをどんどん変化に応じて数字を置きかえていくとしたら、もっともっと厳しい財政シミュレーションになるのかなという感じがいたします。一応念のために、後からそんなことがわかったとしても、私の責任を問われても困りますから、先般説明会があったものですから、今日この話をさせ

ていただきます。

ですから、我々商工会としては、新市からの予算措置が確約されないのであれば、やっぱり広域連携をしてでも、商工会という存在を風連町に残すかと。それとも会議所に6年目から合併しますかというような議論を地域ではしなければならぬと、こういう背景になっていくのではないかと思います。

以上です。

川村委員長：富永委員から今お話ありましたが、前回の特例区の事業の中では、中心街活性化と商工会支援というのが入っていたわけですが、今回これを多少のご議論もあって、今回は入っていないという経過も踏まえ、それから今富永委員からご発言ありましたようなことについても、事務局としてどんなことであるか、ちょっとご説明いただきたいと思います。

川村委員長：いや、そうしたら、前回載せていて今回外したことだけについて、将来的に商工会支援を約束しろというようなのは、どこでやるのかちょっとわかりませんから結構です。

久保事務局参事：それでは、事務局ということで、補完は後程、正副幹事長の方にさせていただくことにして、基本的な考え方ではありますが、風連町にある商工会については、今後とも支援していこうというのが大前提であります。考え方としては、特例区をかませて支援するという方法が選択肢のひとつとしてあると。2つ目にはダイレクトで支援する方法があるということでもあります。

昨日の議論の中の一番の背景は、特例区は5年間で期間を終えるということであれば、基本的に存続させるというひとつの約束とかができるのであれば、特例区をかませなくてもできるのではないかと判断であります。間違っていれば、また後程、副幹事長から補完をしていただきたいと思います。

合わせて、中心市街地もそれに連動するものですので、そういう考え方で取り扱ったということでもあります。

川村委員長：よろしいでしょうか。

後段の部分はちょっと後でまた今幹事長見えてからになります。

どうぞ。

富永委員：済みません、もう一度。

今、木賀商工会議所の会頭さんの方からの情報によりますと、会議所の方は会議所法にのっとって、できれば吸収合併しなさいという指令が来ているはずなのですよ。ところが我々

商工会は今度は別の法律で商工会法という法律の立場で、それに事務局、道連があって、そういう道連は自分たちの組織がやっぱり存亡にかかわる問題ですから、商工会を残したいわけですよ。ですからそういう綱引きをやっているのだらうと思うのですよね。

ですから、合併特例法の中で一定程度の予算が商工会に割いていただけるものであれば、予算措置をしていただければ、ある程度は維持できると思いますが、要は不安なのは特例区でくくってしまうと、6年目以降知らないよと言われるのが非常に地域としては困りますよ。ですから6年目以降の担保がなされないのであれば、広域連携とか、そういうこともやっぱりしっかり議論して、勉強していこうではないかということなのですよ。具体的に言えば。ですから先般の財政シミュレーションの中では、そういうことまでは加味していませんよねというお話なのですよ。

先程も申し上げましたように、中心市街地の問題とか、道の駅などの問題も実際に議論して絵をかく段階になっていると、かなりこの名寄市と風連町の合併問題がかなり車の両輪みたいに進みながら行っている時期にぶつかるのだと思うのですが、この道の駅とか中心市街地の問題は、もはや風連町地域だけの問題ではありませんよという感覚を持っていただけるのであれば、私は個人的には特区5年間などと変な枠をはめなくて、5年であろうと10年であろうと、必要なものは新しい市でやるのだという議論に置かれた方が、私は非常にいいのではないかと考えていますけれども、新聞報道を見て、中心市街地をメインにして、特区5年間というものを受けとめている人がいますよ。これをどう説得しますかと、こういう話ですから、もう一度検討してみたいと思います。

川村委員長：新聞報道はそういうあれはありましたけれども。それはそれとさせていただきます。

暫時ちょっと休憩をさせていただきます。

(休憩)

川村委員長：戻したいと思います。

今、休憩中にもお話ありましたけれど、今のことで結構でございます。ご意見をいただきたいと思います。

はい、木賀さん。

木賀委員：木賀です。

今の最後の雑談の富永さん言われた大切なことで、名寄市の中小企業振興条例に基づいて商工会議所も市から補助金をいただいているということです。それには会議所の補助金もありますけれども、その他いろいろ諸々のいわゆる商店街を含めた補助制度というのはたくさんあるわけございまして、特例区に持って行ってしまうと、逆にその振興条例との絡みの問題も出てきてしまって、逆に不利な面が出るのかなと。私は名寄市の振興条例の枠の中で

商工会も運営をされていくということの方が、より風連の商工会、経済界全体の発展のために活用が大いにできるのではないかなと私は感じております。

合併問題はこれはまた別の問題でございます、私が聞いた範囲では道、経産省の範疇では、合併をされた場合には10年をひとつの目処として、合併することが望ましいということをおっしゃいますよということをおっしゃるは3、4日前に専務の方から私、聞いたところですから、それはもう10年先の話のことで、特別大きくは私は受けとめておりません。

川村委員長：あと、前回の事務事業の中で、除排雪については排雪ということになっていますが、これちょっと説明していただけますか。排雪事業だけが特例区事業だということですか。

久保事務局参事：前回除排雪ということで、単費事業でしたので上げてみたところですが、昨日の幹事会議論の中で、除排雪については一体的に効率的に集中的に管理をしながらやっていこう。その方が委託を進める上でも、或いは一部直営にする上でも、その方が効率的だろうという考え方で外したのでありますけれども、特に風連町の排雪の状況が若干異にしているということもあって、これは新市の方から特例区の方に委託をするという形が一番適当ではないかということで、排雪だけを受託するという、そういう頭出しをさせてもらったところであります。

排雪の中身が異にしているということで、そういう対応をしていきたいという考え方がございます。除雪については一体的に行うと。排雪のみを特例区で受託をするというものであります。新市から特例区が委託を受けるといふ、そういう考え方で対応してはいかがかという案であります。

川村委員長：今の排雪についてはよろしいでしょうか。今のような説明でございます、排雪回数、中身等は、風連の水準を当分は維持しようというような取り方でよろしいですか。ほかに何かございますでしょうか。

はい、斉藤委員。

斉藤委員：事務事業の関係なのですが、昨日の基本項目等検討小委員会でもちょっと論議になっておりましたが、今出された特区が行う事務事業を見ておると、非常に住民にとってみればプラスの問題がありまして、本当にそれが特区として従来と同じようにやっていけるということが住民の人にとってみれば一番の願いだと思っておりますが、しかし名寄市等の場合で見たら、大分違いが出てくるものですから、そのときの財政的な措置などが、果たして特区としてこういうふうにお約束したことがやられる保証というのか、そこら辺の関係はどういうふうにしていくのか、こういうふうな期待を持たせたけれども、中身は違ったよなどということになってはいかないのではないかと、こういうふうにおっしゃるものですから、そ

の点ちょっとお知らせいただきたいと思います。裏づけがちゃんとあるのかと。

川村委員長：ちゃんとあるのかと言われると、何と答えられますか。
今幹事長。

今幹事長：この表を見ていておわかりのとおりでありますけれども、ほとんど特区でやる事業は、今までやっている事業なのであります。

それで、合併を機に、合併を機にという言い方はおかしいのでありますけれども、かなり見直しを行いまして、例えば同じ補助金でも単価を切り下げる時期ではないのかと。或いは制度としても同じ制度をもう10年やってきたから、この辺で切りかえる時期ではないのかと、そういう制度もたくさんあります。ありますけれども、それはそれでお互いの合併までの間に見直すことにいたしまして、さらに続けていくべき制度として、そして特区でやれる事業というのは、最低限このぐらいではないのかということ盛込みましたので、これは今まで新たな事業を興すという意味ではございませんから、今までの財源の中で何とか歯を食いしばってもやっていけるかなという見通しは持っております。

ただ、その見通し、いつまでなのだと、ここで約束しろと言われても、できませんけれども、いずれにしても今までやってきたことをきちんとやっていこうと。しかも制度を変える、内容を変えなくてもやっていけるものということで上げたつもりであります。

斉藤委員：今の幹事長の答弁わかるわけなのでありますけれども、例えばこの定住対策事業、先程の説明でも家賃、それから固定資産税の軽減などの補助、非常に名寄市の方でも多くの人たちが家賃を払っているわけでありまして、何か聞きますと、3万以上5,000円の補助があるという、こういうふうなうれしい内容がありますし、更に高校の問題でも先程説明がありましたように、入学準備金、通学の助成、クラブ活動、就職支援活動と、こういうふうな面で、それぞれの人たちにしても、思いなどがあるものですから、あえて聞いたところでありまして、そういうふうな形で特区に伴って、保証していくということと合わせて、そういうふうなことが名寄市民がいろいろ知ったときに、是非、名寄市民にもそういうのを願いたいという声が出てくる可能性が強いなど、こういう気がしているということで、やめるとかどうとかというのではなくて、こういう喜ばれる事業ですから続けていくのですけれども、そういう面での整合性などにちょっと苦労が予想されるなどということだけ、ちょっと発言しておきたいと思います。

以上です。

川村委員長：ほかにございますでしょうか。
(「なし」との声あり)

川村委員長：これは先程も説明ありましたように、今後の動きによってはいろいろ新たにつけ加えたり、外したりということがその時々に応じて検討していこうということにもなっておりますので、今の段階としては、今示されましたような事務事業について、特例区の手務事業ということで確認をさせていただくというようなことでよろしいのでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

川村委員長：それでは、そんなことで、合併特例区の設置に関する協議案及び規約案についてよろしくお願いいいたします。

久保事務局参事：事務局の久保であります。

1ページの下から4行目に3番目で、今、委員長の方から協議に付していただける事項についてお話をいただきました。説明をさせていただきます。

前回の2回の自治組織の検討委員会で説明したものについては省きたいと思いますので、ご了承をお願いしたいと思います。

合併特例区の設置について、別紙協議案及び規約案のとおり決定するという提案でございます。

尚、先程委員長の方からも補完をしていただきましたが読み上げます。

規約に関して変更を要する事項が生じた場合は、前記1というのは先程確認した事項であります。このとおり取り扱うものとするということで、変更もあり得るというふうなことでの確認であります。

それを踏まえまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページは協議案の体裁であります。この小委員会でそれぞれ合併協議を行うということ。前提に協議書ということで体裁を整えたものであります。前回ご説明をさせていただきましたけれども、再度短い文面ですので説明をさせていただきますと思います。

市町村の合併の特例に関する法律、以下法と申しますが、第5条の8及び第5条の10に規定する合併関係市町村の協議により、定めを要する事項及びその他必要な事項について、下記のとおり定めるというものであります。

これは法律で定めるものでございまして、第1条に合併特例区の設置及び期間ということ。合併の日から5年間、風連町の区域（合併前に風連町の区域であった区域）ということ。であります。合併特例区を設置するということ。であります。

次に、第2条でありますけれども、この協議には規約を定めてというふうにございますので、ここでは合併特例区の規約を別紙のとおりということ。規約を定めるというふうになつております。後程協議案を説明させていただきたいと思ひます。

第3条では、この合併特例区の庶務ということ。この事務の取扱いについては、合併特例区の事務所において処理するということ。でございます。

第4条では、委任ということ。この協議書或いは規約に定めるもののほか、必要な事項

については規則で定めるということで、これは合併特例区の区長が定めることになっていません。

規約の施行につきましては、第5条で合併の日から施行するというものであります。

下の方の 印に、規則で定める必要な事項ということで、合併特例区の休日や財務及び会計、報酬及び費用弁償等については定めなければなりません。この点については規則で定めるものでございますということで、掲載をさせていただきました。

尚、この規約の案でありますけれども、4ページをお開きいただきたいと思います。先程別紙ということでお話を申し上げましたが、これは合併特例区の規約の案ということでありまして、前回第2回の中では、第2条に掲載をしたものでありますものを条文化をしたものであります。これは合併特例法の第5条の8を準用しながら、それぞれ規約の内容を整頓したものでありますので、内容については重複いたしますので、説明については省略します。

尚、6ページをお開きいただきたいと思います。

6ページでは、この別表第1に規約で特例区が行う事務を定めなければなりません。先程協議をいただきました事務事業が空白になっておりますけれども、ここに記載がされます。

それから、6ページの下段の表であります。別表第2に合併特例区が管理する施設ということでございまして、これも規約で定めなければなりません。第2回のこの委員会にかけたものであります。これも合わせて協議案と、或いは規約案として説明をさせていただきました。

説明は以上でございます。

川村委員長：規約についてはご説明をいただきましたが、前回示していただいたのと形が変わっただけで、内容的には同じですか。いいのですか。大分ちょっと変わったというか。前回も一応内容についてはご説明をいただいたと思いますが、ちょっとスタイルが変わったようでございます。

まず、今の説明について何か。

はい、福光委員。

福光委員：福光ですけれども、規約の案ですけれども、この5ページ目の上から6行目ですけれども、会長、副会長が云々というところ、解任することができるときにの前段、会長、副会長が心身の故障のため職務を行うことができないときと規定をしておりますけれども、この規定が必要かどうかということがちょっと私、疑問に思うのですね。それは本人が故障があって、職務を遂行できないということであれば、自ら職を辞すだろうし、例えば心身って何を指して心身というのかわからないけれども、例えば身体に故障があって、だれが職務を遂行できないと判断するのか、そのあたりにちょっと私、疑義感じるのですよ。この項目が必要かどうかということ、ちょっと皆さんとお諮りしていただきたいと思いますけれども。それと幹事会の考え方を聞かせていただきたいと思います。

川村委員長：これ、前回は当然あった文言ですけれども、これは何かひな形か何かあって、この1行を入れたと思うのですが。どういう例を参考にこういう文章表現になったかちょっと。

久保事務局参事：規約の中では、主にこれを設けるということではありませんでしたが、先例でこういう体裁でありましたので、そこを準用させていただきました。文言の整理はそこをおさえないといけないとは記載されておりません。そこはそれぞれ精査していただければと思います。

川村委員長：はい、福光委員。

福光委員：ということであれば、このいわゆる身体の故障のため職務を行うことができないというのは、上の5番のところでも十分できるのだらうと思うし、そのところは是非外していただいて、職務上の義務違反になったときだとか、そのあたりのところはわかるけれども、そのところは削除すべきだと考えておりますので、よろしく願いいたします。

川村委員長：今、ご提言ありましたけれども、外して何かの差しさわりのあるということがなければ、外してもいいかなと思いますが、どうでしょうか。

それでは、暫時休憩をさせていただきます。

(休 憩)

川村委員長：会議を再開したいと思います。

先程、休憩前にありました福光委員の指摘に対しまして、事務的にどういう整理をしていただいたか、ちょっとご報告いただきます。

久保事務局参事：正副幹事長の指示でという方が正しいかと思いますが、5ページの方でありますけれども、5ページの上から6行目(6)でございますが、会長、副会長が心身の故障のため、この「心身の故障のため」を削除していただいて、会長、副会長が職務を行うことができないとき、または職務上の義務違反のあったときはというふうに、ご訂正をお願いしたいと思います。お諮りをいただきたいと思います。

川村委員長：それでは、さっき福光委員からご指摘ありました「心身の故障のため」というのを削除していただくということでございます。よろしく願いいたします。

ほかに何か。

はい、佐藤委員。

佐藤委員：今、前回とかなり変わって、整理された形で出てきているのですが、私は一番上に、設置及び目的ということで第1条から始まっているわけですが、この1条の前に、私は前文が欲しいのですよ。というのは、今回特例区については風連町の場合、鳴り物入りで取り組んでもきていますし、それから全国的に見ても非常に前回の説明でも、設置例が少ないということもありますし、この第1条の非常に例えば第5条の10及び5条の13に規定する事項及びといっても、これは何を言っているのかということ調べればわかるのでしょけれども、私たち一般住民にしてみますと全くわからないということでもありますから、この1条はこれによろしいでしょうけれども、その前文として、どういう目的を持って、どういう経過を持って、規約設置に至った経過、或いは設置の目的について書き込みが、私は必要だと思うのですが、協議を願いたいと思います。

川村委員長：規約に前文というのは、余り形としては見ない。

佐藤委員：今、委員長のお言葉ですが、そもそも特例区というのは、さっき申し上げたとおり、前例が極めて少ないのですよ。そういう意味では、あえて余り聞いたことがないとか、前例にとられる必要がないということですから、それは逆手にとって、特例区が名寄市民にとっても、風連町民にとっても、これを見れば、ああ、特例区というのはこういうものかということ、その中身最後まで見なくても、その目的の目指すところがわかればいいわけですから、それをこの第何条とか何項ということでは、全くちんぷんかんぷんなわけがあります。ですからここは非常に平たい文章で、しかも志高く書き込むべきだと私は強く思います。

川村委員長：趣旨は十分にわかりました。

ほかの委員の皆さん、関連して、できれば、要らないとか、要るとか。

これ法の5条の10とか、これは規則の法的根拠ですから、これはちょっと入れておかないと、これはこれでいいと思うのです。その前文を入れるかどうかという。

川村委員長：それでは、前文入れるか、或いはこの設置及び目的のところをもうちょっと膨らませるか、形としてですね。特例区を設ける意義とか、何を目指す特例区かという精神論的な目指すものも含めて入れるべきではないかということ。

はい、木賀委員。

木賀委員：木賀です。

やはり表題があるわけですから、目的を具体的に膨らませて、1条をちょっと厚くしたらいかがですか。そうしたら佐藤委員の意味がこの条文でわかるのではないのでしょうか。前文

でなくて、目的を膨らませると、きちっと。

川村委員長：木賀委員のご発言ございましたけれど、そんな方向で如何でございますか。よろしいですか。

（「異議なし」との声あり）

川村委員長：それでは、その膨らませ方でございますが。はい、福光委員。

福光委員：基本的な考え方はそれでいいのですけれども、ここに置かれている第1条というのは、風連町の特例区を設置するための法的根拠を謳っているわけでしょう。その法的根拠と目的とはちょっと違うと思うんだ。目的は何のために置くのかというのをやって、そしてこの第1条はこの法に基づいて設置するんだということだから、それがいわゆるこの合併協で考え合っている目的と合致しているということにはならないのではないかと思うから、やっぱりそこは目的しっかりと入れるべきだと思うし、この第1条の難しい法的な根拠とまた別にした方がいいのかなと感じるのですよね。そのあたりどうでしょうか。

川村委員長：今のご意見は、設置は設置で、目的のところはまた別に1条設けてということですか。

はい、幹事長、どうぞ。

今幹事長：幹事会の見解というわけではないのでありますけれども、これ議会での議決事項になってございます。つまり一部事務組合をつくるときに、必ず各議会で議決をいたします。そしてその上でこの条例をつくっていくということで、よく似ているパターンになりまして、特別区をつくるということでは、議会で規約をまず議決しなければ、そこから進まないということになりますので、議会での議決事項と、スタイルにこだわるわけではなくて、佐藤委員言うように、いや、もうすぱっと入れたらいいという気持ちもよくわかります。

ちょっと研究をさせていただきたいなと思いますけれども、それで、この次またということにはならないものですから、正副委員長さんと私どもと研究の結果について、更に研究をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

川村委員長：そんな運びでよろしいでしょうか、佐藤委員。そのほかございますか。

ここで、4ページの9条の2、住民自治組織、ここ15名というふうに載っております。これは何名でもいいことはいいのかもしれませんが、15名というのを改めて確認をしたいと思います。前回も15人ということで、多すぎるのか、少なすぎるのか、ちょうどいいのか、

改めてここで確認を。

それから、ここには触れていないと思うのですが、議員を含めるのか、含めないのかは、その時々でやればいいのでしょうか、含めると邪魔になるという話もあるし、含めないと意見が反映できないというご意見も多少あるかと思いますが、必要あればその辺のご意見もちょっといただいております方がいかなと思います。

はい、佐藤委員。

佐藤委員：風連側から何か言えということですので、私は当初正直な話、議会議員は入らない方がいいと思っていたのですが、いろいろその後議論をしてみました。その結果、例えば風連、当初は8名ということなのですが、その後全区の選挙等においてどういう人数が出てくるかはともかくとして、とりあえず今、特例区の中では、全員の8名の議員全員ではなくて、その代表の方1名前後は入った方がよろしいのではないかと考えます。とりあえず議会議員全員ではなくて、風連選出の例えば8人だったら8の全員が入ることではなくて、その中の議会を代表する1名が入ることによろしいのではないかと、私は思います。

川村委員長：今、佐藤委員の発言は、人数を決めて、風連地区選出の議会議員も含まれる組織にした方がいいというご意見ですか。議員は何名とかというふうに。議員をそのうち何名入ると。15人のうち。それを決めて入れた方がいいという。それで例えば何名とかとは言わないのですか。1名とおっしゃったの。

はい、幹事長。

今幹事長：協議会の中で、特に予算に関係する、或いは決算の認定を行う、こういった行為が出てくるわけです。特例区ですけれども、その際に新市の議会との関係が出てきます。このところは役割分担をしっかりとっておいた方がいいのかと思っております。私の考えとしては、議会は議会の場できちんとその辺は審査をしていただく。それから特例区は特例区、地域の意見を区長が聞いて、区長がそれを新市に反映する、或いは区域の運営をするということになりますから、議員の役割とこの協議会とはダブらせない方がいいのではないかとというのが私の見解ですが、如何でしょう。

川村委員長：上口委員。

上口委員：上口です。

このことについては、風連町でこの人たちではなくて、区長会だったか何かのときに、町長さんがおられて、そのとき私ちょっと言ったことがあったのですが、ここにも書いてあるように、住民組織を代表するものとか、公共団体からの推薦、それから見識を有する

者と、その中から選任するとなっているのですけれども、こうして見たら、やっぱり議員さんとか議員さんの経験者はすばらしい発想を持って発言されているのですけれども、ただ私達みたいな者は取りまとめだけのもので、やっぱりいい発想を持たないので、それを立候補制ぐらいにして、住民から選ばれるような形をつくった人間をまとめた方が、いい協議会ができるのではないかと判断して、そう言ったことがあったのですよ、町長さんに。だけど、あははと言われて、それで終わりだったけれど。

以上です。

川村委員長：はい、副幹事長。

池田副幹事長：私も幹事長と同じ考えなのですけれども、現実問題として、例えば協議会でいろんな要望が出されますよね。逆に議員さんはそのプレッシャーを背負って、議会の中で、十分なことを言ったのかと。だけど、多勢に無勢で負けましたと、それではいけないではないかと、こんな負担が非常に重くて、それはそれで風連側として、風連選出の議員さんはそこはプレッシャーに負けないように頑張ればいいわけで、それを議会の場で後押しするということが、現実問題としては選ばれた議員さんも、そういう面では精神的にも大変かなと、そんなような気もいたします。

川村委員長：ほかにご意見。

その議決権を有する人がその地域協議会に入ることが、多少立場上使い分ければいいのですが、幹事長からはちょっと不都合な面も出ないかというご意見で。

川村委員長：今、準公選制というみたいなシステムの提言もありましたけれど、はい、福光委員。

福光委員：ここでは、15名を選任するというようになっておりますけれども、だれが選任するかは定義つけていましたか。

川村委員長：これは市長が。

福光委員：市長が選任するということですね。

だから、先程、幹事長の説明では、予算決算まで審議するのだと、区の。そのときに新市長が任命するそのことで、言葉は大変失礼かもしれないけれど、行政の言いなりになってしまいやしないかと思って心配があるのですよね。そのあたりはどうなのかなと。新市長が選任する、そのあたりがちょっと気になるのですけれども。先程、上口委員が言われたように立候補してもらった方が、かえって本当にわかりやすくいいのではないかと思いますけれ

ど。

川村委員長：市長が15名は指名するのですが、そのプロセスですよね。どなたかに意見を聞いて、それを尊重してやるとかという組織をつくるのもひとつの方法でしょうし、全面的にその人選を新市長にお任せできないというか、するとなかなか、例えば風連地区の意向が反映できないというようなおそれもあるというようなご発言でございますが、如何ですか。

はい、富永委員。

富永委員：富永ですけれども、既にやる事業の内容が大体限定されますし、いわゆる言葉は悪いのですが、既得権を5年間守ろうかという特区なのですよね。一言で言ってしまうと。

上口委員さんおっしゃるように、非常に一般町民はそう受けとめないで、やはりたっぷり予算があって、いいアイデアを出したら、何か新しいものができるかのような期待をこの特区というものに、やっぱり最初の町民サイドも飛びつきましたし、我々も一部そういうきらいがあったように思うのですが、こうやって具体的に出てきたら、何のこともない、既得権を何とかこれを5年間維持していくための方策として受けとめれば、大げさに議員が何名入れなければならないものだとか、そんなことにならないし、例えば地域生活の問題、街路灯の問題、利雪克雪の問題、やっぱり現実にこれを今携わっているメンバーが、これを継承していただかないと、全くこれに関係ない人が選ばれて、何か議論しろといてもちょっと大変かなと。

ですから、意外と今こういう事業に携わっている人たちから人選されるのではないかなというふうに私は考えますけれども、余り大きな期待感を地域住民に持たせるような発言は私は控えた方がいいのではないかと思いますけれども、如何でしょう。

それともうひとつ、基本項目等検討小委員会もそうなのですが、非常に事務的な細かいことをテーマに、我々に如何なものかというふうに議題として出てきますけれど、専門用語あり、例えば同じ組織でも名寄市と風連では、同じ名前であったとしても生い立ち違いますし、ですからそれを補助金を削ってみたり、足してみたりなどということは、我々に正しい判断しろといても無理なのですよ。

ですから、一方で税金は払いたくないわ、もらうものはもっともらいたいという、そういう心理はわかりますけれど、しかし政策的に、僕は細かい話をする委員会のあり方というのはどうなのかなと。

例えば、先般の基本項目等検討小委員会に欠席してしまって申しわけないなと思っているのですが、保育所だとか幼稚園の問題、多分出たと思うのですが、大きな格差が名寄と風連ありますよね。これこそやっぱり教育の問題は、我々がこの合併協のメンバーの名誉にかけて、教育費はやっぱり思い切って、新市で特例債使っても、教育はやっぱりしっかりやれ

と、住民負担を軽くしろという議論が我々の委員から出るべきであって、細かい話は議員さんや政策掲げて市長になろうかという人の政策論争に任せますけれども、やはり軽自動車税の問題だとか、法人税の基本割がどうかこうとか、負担したくない話を我々がするということが非常に私としては如何なものかなと。

この上、今まで我々いい思いをしてきた人生をまだ足りない。もっと年金増やせというお年寄りの議論にしか、私は聞こえてこない。もうちょっと大局的な議論をさせてもらわないと、本当に出席していても私はむなしいなということを感じます。

ですから、細かいことは議会なり専門職の方にお任せするものはお任せして、大きなかじ取り、右行くのか、左行くのか、教育行政を本当に名寄市はゼロ歳児から大学生までしっかり面倒見るのだという街としてのやっぱりポリシーをぴちっと立てるとい議論を、この合併協の委員会がするならば僕はすばらしい議論になろうかと期待していたのですが、どうも細かい話になりがちだということをやっと苦言を申し上げて、一言。

川村委員長：基本項目等検討小委員会の方で、なおさら強く発言をしていただきたいと思ひます。

ほかに何かございませんでしょうか。この小委員会も概ね今回、皆さんのご了解をいただいたということになれば、このまま。先程の特例区の設置目的の膨らませる話はちょっとお任せをいただいたということで、総体の中で何か。特になければ、こんな方向で決めさせていただくということで、3回目で大体いいのですよね。これで特になければ。

幹事長ちょっと後の段取り。ここまででよろしいのですよね。

何かご発言ありましたら、富永委員に続いて最後の発言になろうかと思ひますが。

よろしいですか。

(「なし」との声あり)

川村委員長：それでは、今日お示しをいたしました内容について、特例区の規約、それから事務事業、それから管理する施設というようなことについて、それでは皆さんのご了解をいただいたということで決めさせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

齊藤副委員長：それでは、以上で終わらせていただくわけですがけれども、今回は建設の方の担当の川村委員長に任せて取り仕切っていただき、無事終わったわけですがけれども、最後ということで、私副委員長の方から締めろというお話でございました。

大変、自治組織、これからの課題でありまして、生かすも殺すも風連町の皆さん方の大きな発言が非常に大事だなと、こういうふう感じております。

あとはそれぞれ小委員会、合併委員会での協議と、こういうことになろうかと思ひますけれども、受けられた議題、無事終わらせていただきましたことを感謝申し上げまして、委員会終わらせていただきたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

4．協議会等への報告について

久保事務局参事：済みません、斉藤副委員長のご挨拶の後にお話しすること自体僭越でございますが、簡単に事務連絡をさせていただきたいと思います。

まず、ちょっと議題の中にもあったのですが、第1回の運営小委員会ということで、11月2日火曜日10時から風連町役場の方で開催してまいりたいという考え方でございます。この小委員会は各小委員会の委員長ということで、ここでは川村委員長と堀江委員長、そして福光委員長が該当いたします。よろしくお願ひしたいと思います。

今日のこの議論も踏まえて運営小委員会の方にご報告を申し上げたいと思っています。

また合わせて、第4回の合併協議会につきましては、11月9日火曜日ではありますが、13時30分から、同じく風連町の福祉センターで開催したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。